

## 事業拡張サポート補助金のご案内

この制度は、市内の工業団地等に立地している企業の事業拡張をサポートするため  
既存事業所の敷地内での施設等の**増設**や、既存施設等の**建替え**を支援する補助制度です。

対象施設

製造事業所、物流事業所

要件

対象となる要件は下記のとおりです。

○市内での  
操業年数等

市内で3年以上操業  
税金の未納なし

○既存事業所の  
土地区分

工業専用地域

工業専用地域ではない  
工業団地等(※2)

○既存施設  
の建築面積

製造事業所  
500㎡以上

物流事業所  
2,000㎡以上

製造事業所  
1,000㎡以上

物流事業所  
5,000㎡以上

○増設等(※1)  
する施設の  
建築面積

500㎡以上

2,000㎡以上

1,000㎡以上

5,000㎡以上

※1) 増設等…既存の事業所の敷地内に施設等を増設又は建て替え取得すること

※2) 工業団地等…前橋工業団地造成組合(H26.3.31解散)もしくは群馬県企業局が造成した土地  
(住宅用地を除く)または東前橋工業団地内の土地もしくは前橋市都市計画亀里地区  
地区計画の区域の土地(亀里町868番1、868番5及び878番並びに横手町199番11に限る)

補助金の種類等

補助金名称	内容	補助回数	補助上限額
施設設置補助金	増設等した施設に係る固定資産税並びに都市計画税相当額(家屋及び償却資産)	3年間	なし
事業促進補助金	増設等に係る事業所税の資産割の1/2相当額(減免時は減免分控除後の1/2)	3年間	なし
雇用促進補助金	増設等に伴い、前橋市民を新規に雇用し1年以上経過した場合に1名につき10万円	1回	200万円 (20名分)

## 申請時期と必要書類

増設・建て替えした施設の操業開始日前日までに申請書類を提出し、補助対象者としての指定を受けてください。指定に必要な書類は次のとおりです。

① 指定事業者申請書(様式第1号)	② 法人の登記事項証明書
③ 増設・建て替え前の事業所の配置図	④ 増設・建て替え後の事業所の配置図
⑤ 増設等に係る建築確認済証の写し	⑥ 直近3営業年度の決算書の写し
⑦ 増設等に係る工事請負契約書の写し	⑧ 直近年度の固定資産税等の内容証明書類
⑨ 労働者名簿(新規雇用者記載済みのもの)	⑩ 市税の完納証明書類
⑪ 暴力団員等ではないことの誓約書	

## その他

- ・この補助金は「前橋市事業拡張サポート補助金に関する要綱」に基づくものです。
- ・この補助金は1事業所につき1回限りご利用可能です。
- ・操業開始後10年以内に事業を廃止又は休止したときは、指定を取り消し、交付済みの補助金の返還を求めることがあります。

## 参考

### 工場立地法における緑地面積率

工場立地法により定められている緑地の面積率(国の基準)について、前橋市は条例により基準を緩和し、敷地内での施設の増設がしやすくなっています。

工場立地法のご相談も産業政策課で受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

### ◆工場立地法の届出対象条件(※下記業種及び規模の両方を満たすものが届出対象)

業 種	規 模
製造業、電気・ガス・熱供給業の一部	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

### ◆緑地面積率等

区 域	緑地面積率	緑地面積を含む 環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上	50%以下
準工業地域・多田山産業団地	10%以上	15%以上	50%以下
上記以外の本市地域	20%以上	25%以上	50%以下
【参考】国の基準(法準則)	20%以上	25%以上	25%以下

## 問い合わせ先

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市役所 産業政策課 企業立地推進室  
電話:027-898-6984  
Eメール:kougyou@city.maebashi.gunma.jp  
ホームページ:http://www.city.maebashi.gunma.jp/

要綱・申請書が  
掲載されている  
ホームページは  
こちらから⇒

